

小浜市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全ての市民が個人として尊重され、多様な価値観を認め合い、誰もが活躍できる共生社会の実現を目指すため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向（恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向をいう。以下同じ。）が異性愛のみではない者または性自認（自分の性別に関するある程度持続的な自己意識をいう。以下同じ。）が戸籍上の性別と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した関係であって、その一方または双方が性的少数者である二者間の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある二人が、市長に対し、パートナーと共同して、双方がパートナーシップにあることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれか一方または双方が、市内に住所を有しているまたは宣誓の日（以下「宣誓日」という。）から3か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 宣誓に係るパートナーと近親者（直系血族または三親等内の傍系血族、直系姻族をいう。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者の双方は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、自ら記入することができないときは、宣誓をしようとする者および市職員の立会いの下で、代筆させることができるものとする。

- (1) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（宣誓日前3か月以内に交付されたもの

に限る。以下「住民票の写し等」という。)

- (2) 戸籍抄本または現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (3) 宣誓しようとする者のいずれかが市内への転入を予定していることを疎明するに足りる資料（宣誓をしようとする者の双方が市内に住所を有していない場合に限る。）
 - (4) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類
- 2 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出する時に、それぞれが本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示しなければならない。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証または登録証明書であって、宣誓をしようとする者の顔写真が貼付されたもの
 - (5) 前各号に準じるものとして市長が相当と認める書類
- 3 宣誓をしようとする者は、希望する宣誓の日時および場所をあらかじめ市長と調整するものとする。

（通称名の使用）

- 第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名に代えて、通称の氏名（戸籍上の氏名以外の呼称で戸籍上の氏名に代わるものとして社会生活上通用しているものをいう。以下「通称名」という。）を使用することができる。ただし、宣誓書および宣誓書受領証の裏面部分についてはこの限りではない。
- 2 前項の規定により通称名の使用を希望する者は、宣誓書等の提出に際し、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を提示し、または添付するものとする。

（宣誓書受領証等の交付）

- 第6条 市長は、第4条の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が、第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）およびパートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第3号。以下「受領証カード」という。）（以下これらを「受領証等」という。）を宣誓者に交付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、宣誓者の双方が市内に住所を有していない場合にあつて、いずれか一方が宣誓の日から3か月以内に市内に転入を予定しているときは、受領証等に代えてパートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票（様式第4号。以下「転入予定者受付票」という。）を宣誓者に交付する。

- 3 前項の規定により転入予定の宣誓者が転入したときは、当該転入者は、転入の日から14日以内に、転入予定者受付票に住民票の写し等の転入したことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、当該転入者が市内に住所を有することを確認したときは受領証等を交付する。

(受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、受領証等の紛失、毀損等の事情により、再交付を希望するときは、第11条の規定による当該宣誓書保存期間内に限り、受領書等の再交付を市長に申請することができる。

- 2 再交付を受けようとする者は、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の申請については、第4条第2項の規定を準用する。
- 4 市長は、第1項の規定により申請のあった場合において適当と認めるときは、受領証等の返還が困難な場合を除き、交付済みの受領証等と引き換えに受領証等を再交付する。
- 5 第1項の規定により受領証等の再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

(受領証等の変更)

第8条 受領者は、宣誓書に記載した内容および受領証等の記載事項に変更が生じたときは、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届書（様式第6号。以下「変更届」という。）に受領証等およびその変更に係る事実を確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の提出を要しない。

- 2 前項の届出については、第4条第2項の規定を準用する。
- 3 市長は第1項の規定により変更届の提出があったときには、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付する。

(受領証等の返還)

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届書（様式第7号。以下「返還届」という。）に受領証等または転入予定者受付票を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、受領証等または転入予定者受付票の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等または転入予定者受付票の返還を要しない。

- (1) 受領者の一方または双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 受領者の双方が市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 受領者の一方が死亡したとき。

- (4) 次条の規定により、宣誓が無効になったとき。
- 2 前項の届出については、第4条第2項の規定を準用する。
- 3 市長は、受領者が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、受領証等の返還を求めるものとする。
- 4 市長は、第1項第1号に該当する場合で、受領者のいずれか一方により返還届の提出があったときは、返還届を受領した後、遅滞なく、もう一方の受領者に対し、当該届出を受領したことを通知する。

(無効となる宣誓等)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

- (1) 宣誓者の一方または双方にパートナーシップになる意思がないとき。
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (3) 受領証等を不正に利用し、または偽造し、もしくは変造したとき。
- (4) 第3条に規定する要件に該当しないとき。
- (5) 第6条第2項の規定により転入予定者受付票の交付を受けた場合に、当該転入予定者が、宣誓した日から3か月以内に転入しなかったとき。
- 2 市長は、前項の規定により宣誓が無効となった場合は、交付した受領証等または転入予定者受付票の返還を求めるものとする。

(提出書類の保存)

第11条 市長は、この要綱により提出を受けた書類（次条に規定するものを除く。）を、第9条第1項の規定により受領証等が返還された日または宣誓者が同項各号に該当すると市長が認めた日のいずれか早い日、または前条の規定により宣誓が無効となった日から起算して5年を経過する日まで保存するものとする。

(宣誓書記載内容等証明書の交付)

第12条 宣誓者は、前条の規定による保存期間が経過するまで（第10条の規定により宣誓が無効となった場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書（様式第8号）を市長に提出することにより、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書（様式第9号）の交付を受けることができる。

2 前項の届出については、第4条第2項の規定を準用する。

(個人情報の適正な取扱い)

第13条 市長は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づいて、適正に管理および保管するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

パートナーシップ宣誓書

年 月 日

小浜市長 殿

私たちは、小浜市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第4条の規定による、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓します。

宣誓者	フリガナ	フリガナ
	戸籍上の氏名 または通称名	
	生年月日	年 月 日
	住所	
代筆者	フリガナ	フリガナ
	戸籍上の氏名 または通称名	
	住所	

(裏面)

パートナーシップ宣誓に当たっての確認書

宣誓者		
戸籍上の氏名 ※外国籍の人の場合は それに準ずるもの		
通称名		
転入予定の場合	(転入予定日) 年 月 日	(転入予定日) 年 月 日
電話番号		
メールアドレス		
<input type="checkbox"/>	今後、必要に応じて現況を確認するため、市長が住民基本台帳および戸籍に記載されている事項を調査することに同意します。	
<input type="checkbox"/>	利用できる行政サービスの担当課から、宣誓の有無等について問い合わせがあった場合、情報提供することに同意します。	

要綱	確認事項 (該当するものは□に「レ」を付けてください。)	確認欄
第2条第1項 第1号 第2号	互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した、一方または双方が性的少数者 (性的指向が異性愛のみではない者または性自認が戸籍上の性別と異なる者をいう。) である関係であること。	<input type="checkbox"/>
第3条第1項 第1号	宣誓日当日において、成年に達していること。	<input type="checkbox"/>
第2号	①宣誓者の双方が市内に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	②宣誓者の一方が市内に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	③宣誓者のいずれか一方が市内へ宣誓の日から3か月以内に転入を予定している。	<input type="checkbox"/>
第3号	配偶者 (婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。	<input type="checkbox"/>
第4号	宣誓に係るパートナーと近親者 (直系血族または三親等内の傍系血族、直系姻族をいう。) でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。	<input type="checkbox"/>

(裏面)

○ 注意事項

- 1 この宣誓書受領証は、小浜市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の趣旨に従ってお取り扱いください。
- 2 次の場合は、宣誓書受領証および宣誓書受領証カード（以下「受領証等」という。）を返還してください。
 - (1) 宣誓者の一方または双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 受領者の双方が市内に住所を有しなくなったとき。
 - (3) 受領者の一方が死亡したとき。
 - (4) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
 - (5) 受領証等を不正に利用し、または偽造し、もしくは変造したとき。
 - (6) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

この宣誓書受領証の提示を受けた方へ

本市では、性の多様性への理解が進み、市民一人ひとりが個人として尊重され、多様な個性を認め合い、人生のパートナーおよび大切な人と安心して暮らせる社会の実現のため、性的少数者等がお互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを市長に対し宣誓する「小浜市パートナーシップ宣誓制度」を設けています。この受領証は、表面に記載のある二人がお互いをパートナーとして宣誓したことを、小浜市として証するものです。

民法上の婚姻関係とは異なり、この制度におけるパートナーシップは法的効力を有するものではありませんが、この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

この制度を利用する方の性の在り方（性的指向や性自認等）や本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

【特記事項】

※特記事項欄には、通称名を使用している場合には戸籍上の氏名（外国籍の場合は、これに準ずるもの）を記載しています。

様式第3号（第6条関係）

（表）

年 月 日	
パートナーシップ宣誓書受領証カード	
小浜市パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップの宣誓書を受領したことを証します。	
本人	パートナー
_____様	_____様
(年 月 日生)	(年 月 日生)
宣誓日 _____年 _____月 _____日	交付番号 第 _____号
小浜市長 印	

（裏）

<p>このカードは、性的少数者等がお互いを人生のパートナーとして宣誓したことを、小浜市として証するものです。このカードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>この制度を利用する方の性の在り方（性的指向や性自認等）や本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。</p>
<p>【特記事項】</p>
<p>【緊急連絡先】（記入は任意です） 私（本人）が急病や怪我等で万が一の場合は、パートナーへ連絡してください。</p> <p>パートナー連絡先 _____ 本人自署 _____</p>

様式第4号（第6条関係）

（表面）

パートナーシップ宣誓制度
転入予定者受付票

_____様

_____様

以下のとおり、小浜市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第4条の規定に基づき提出のあったパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

_____年 月 日

小浜市長 印

交付番号	第 _____ 号
宣誓日	_____年 月 日
転入予定日	_____年 月 日

【本票の有効期限： _____年 月 日】

- 1 宣誓者のうちいずれかが市内に転入した場合は、転入したことを証明する住民票の写し等を提出してください。本票と引き換えに宣誓書受領証および宣誓書受領証カードを交付します。
- 2 上記有効期限までに、住民票の写し等の提出がない場合は、宣誓の要件を欠くものとして、宣誓の際に提出のあった書類一式をお返しします。有効期限までの提出が困難な場合はご連絡ください。
- 3 上記有効期限の経過をもって、本票は効力を失います。

(裏面)

この転入予定者受付票の提示を受けた方へ

本市では、性の多様性への理解が進み、市民一人ひとりが個人として尊重され、多様な個性を認め合い、人生のパートナーおよび大切な人と安心して暮らせる社会の実現のため、性的少数者等がお互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを市長に対し宣誓する「小浜市パートナーシップ宣誓制度」を設けています。この受領証は、表面に記載のある二人がお互いをパートナーとして宣誓したことを、小浜市として証するものです。

民法上の婚姻関係とは異なり、この制度におけるパートナーシップは法的効力を有するものではありませんが、この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

この制度を利用する方の性の在り方(性的指向や性自認等)や本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

○ 本転入予定者受付票を交付する際に確認した事項

この受付票は、市長に対してパートナーシップ関係にあることを宣誓した方が、次の要件をすべて満たしていることを確認した場合に交付します。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれか一方または双方が、市内に住所を有しているまたは宣誓の日(以下「宣誓日」という。)から3か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 宣誓に係るパートナーと近親者(直系血族または三親等内の傍系血族、直系姻族をいう。)でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

【特記事項】

--

※特記事項欄には、通称名を使用している場合には戸籍上の氏名(外国籍の場合は、これに準ずるもの)を記載しています。

様式第6号（第8条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書

年 月 日

小浜市長 殿

住 所
申請者 氏 名
電 話

小浜市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第8条の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等の変更を届け出ます。

宣誓者			
受領証等の氏名 または通称名			
生年月日	年 月 日	年 月 日	
交付番号	第 号		
宣誓日	年 月 日		
変更事項			
フリガナ 氏名	変更前		
	変更後		
住所	変更前		
	変更後		
その他 ()	変更前		
	変更後		

【添付書類】

変更内容が確認できる書類（戸籍抄本、住民票の写し等）

パートナーシップ宣誓書受領証およびパートナーシップ宣誓書受領証カード

※宣誓書受領証等を添付できない場合の理由 紛失 その他（ ）

様式第7号（第9条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書

年 月 日

小浜市長 殿

住 所
申請者 氏 名
電 話

小浜市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第9条の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等の返還を届け出ます。

宣誓者		
受領証等の氏名 または通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
交付番号	第 号	
宣誓日	年 月 日	
返還の理由	<input type="checkbox"/> パートナーシップを解消した。 <input type="checkbox"/> 市内に住所を有しなくなった。 <input type="checkbox"/> 一方が死亡した。 <input type="checkbox"/> 宣誓が無効になった。 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

【添付書類】

パートナーシップ宣誓書受領証

パートナーシップ宣誓書受領証カード

※受領証等を添付できない場合の理由 紛失 その他（ ）

様式第8号（第12条関係）

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書

年 月 日

小浜市長 殿

住所
申請者 氏名
電話

小浜市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第12条の規定により、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書の交付を申請します。

宣誓者		
受領証等の氏名 または通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
交付番号	第 号	
宣誓日	年 月 日	
利用目的		

様式第9号（第12条関係）

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書

宣誓者		
氏名または通称名		
通称名の場合 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
交付番号	第	号
宣誓日	年 月 日	
受領証等返還日	年 月 日	
受領証等返還理由		
備考		

上記のとおり、小浜市パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づくパートナーシップ宣誓書の記載内容および受領証等返還の届出内容について証明します。

年 月 日

小浜市長 印